

法執行と政策立案が築く 公正な未来

鈴木 健太 *Suzuki Kenta*

取引部 取引企画課相談指導室長
[平成15年4月入局]

Career

平成15年4月 経済取引局取引部取引企画課
平成16年7月 審査局第三審査
平成17年10月 経済取引局取引部消費者取引課
景品表示監視室企画調整係長
平成18年7月 人事院 長期在外研究員(米国)
平成20年7月 官房総務課総務係長
平成21年7月 経済取引局調整課長補佐(調整担当)(心得)
平成22年7月 経済取引局調整課長補佐(調整担当)
平成23年7月 審査局管理企画課企画室長補佐(企画調整担当)
平成25年6月 外務省 欧州連合日本政府代表部(在ベルギー)
平成28年6月 官房国際課長補佐(総括担当)
平成29年7月 経済取引局企業結合課長補佐(総括担当)
令和2年7月 経済取引局総務課調整官
令和3年4月 経済取引局企業結合課上席企業結合調査官
令和5年11月 経済取引局調整課企画官
令和6年7月 経済取引局取引部取引企画課相談指導室長
9月 経済取引局総務課チーフ・グリーン・オフィサー兼任

法執行が直面する限界を補う政策立案の重要性

「公正かつ自由な競争」を確保し、消費者の利益を守るためには何が必要でしょうか。まず、違反行為を摘発する「法執行」を思いつくと思います。厳正な法執行が公正取引委員会の職務の中心であることは間違いありません。しかし、法執行だけで十分でしょうか。法執行は、どうしても3つの限界に直面します。①まず、世の中には数多くの様々な独占禁止法に関する問題が生じてきますが、それらの全てを法執行によって解決していくことは困難です。②また、違反行為が行われた後で法執行により対応するよりも、違反行為が行われることを未然に防止することができれば、その方が望ましいと考えられます。③そして、グロー

バル化やデジタル化といった市場の状況や企業の活動の変化に対応して、法執行に関する制度や手法を変えていく必要もあります。

こうした法執行の限界に対応するためには、「政策立案」が重要となります。政策立案業務の具体的な中身は様々ですが、例えば、市場における取引実態の調査、企業からの事前相談への対応、独占禁止法に関するガイドラインの策定、独占禁止法の改正や新規立法の検討、そして、海外の競争当局との国際協力といったものが挙げられます。これらにより、法執行の限界を補うことが可能です。①まず、市場における取引実態の調査を



行い、独占禁止法に関する問題を発見し、改善に向けた指摘を行うことにより、業界全体に対して対応を促すことができます。②また、企業からの事前相談に対応するとともに、独占禁止法に関する考え方を説明するガイドラインを策定し、これを周知することにより、将来の違反行為を未然に防止することができます。③そして、法改正や新規立法を検討したり、海外の競争当局との経験共有を行ったりすることにより、変化に対応した新たな制度や審査手法を導入することができます。

このように、政策立案業務は、法執行の限界を超えて、独占禁止法の目的を実現するために、不可欠なものといえます。

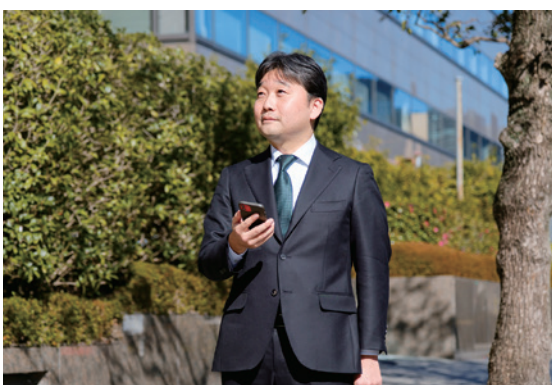
法執行と政策立案の両方を積極的に進めることが重要

私自身、これまで、公正取引委員会の様々な部署で政策立案業務に関わってきました。

デジタル市場企画調査室では、デジタル広告分野の取引実態調査を担当しました。インターネットを利用する際に目にする広告（デジタル広告）の取引について、事業者へのアンケート調査やヒアリング調査の結果、契約内容の一方的な変更など、取引実態に関して様々な問題指摘があったことを踏まえ、GoogleやMeta (Facebook) などのデジタル・プラットフォーム事業者との議論を重ねた上で調査結果を公表しました。また、調査結果を踏まえ、デジタル広告分野の取引について、追加的な法規制の必要性に関する政府全体の議論に参加しました。

調整課では、グリーンガイドラインと呼ばれる「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の策定と改定を担当しました。グリーンガイドラインは、カーボンニュートラルに向けた企業の取組を後押しするため、独占禁止法の考え方を明確化したものです。これにより、違反行為の未然防止を図りつつ、気候変動問題に対応する企業の取組を後押しするための取組を行いました。また、こうした業務経験を踏まえ、新たに公正取引委員会に設置された「チーフ・グリーン・オフィサー」に就任し、気候変動問題と独占禁止法に関する国内外の動きを調べるとともに、公正取引委員会の取組について国際会議で発信するといった仕事も行っていきます。

これらの業務のほかにも、国際課では、1年の間に、アメリカ、中国、韓国、ベルギー、フランス、ポルトガル、シンガポールと世界を回り、海外の競争当局との意見交換や経験共有を通じた協力関係の強化に努めました。そして、現在所属している相談指導室では、企業からの独占禁止法に関する事前相談に対応し、違反行為を未然防止するための業務を担当しています。



変化と可能性に満ちた仕事を一緒に

公正取引委員会における仕事は、法執行と政策立案の両方を積極的に進めることが重要です。公正取引委員会には、みなさんが想像する以上に様々な仕事があり、また、これからも新しい仕事がどんどん出てきます。変化と可能性に満ちた仕事をみなさんと一緒にできる日を楽しみにしています。



変化する時代に応じた 公正な取引のルール作りに 携わるやりがい

大坪 史典 *Otsubo Fuminori*

取引部 企業取引課長補佐
[平成14年4月入局]

取引の公正化の基礎的なルール作りに携わることに非常に意義を感じ、やりがいがあります。

法執行とルールメイクの 両方の業務を経験できる魅力

公正取引委員会のイメージとしては、多くの方が独占禁止法違反事件の審査に代表される法執行業務を思い浮かべるのではないかと思います。過去に行われた行為について、収集した証拠物を精査し、関係者の供述、周辺の情報等を合わせて、一つ一つ紐解くようにして事実を明らかにしていく事件審査の仕事は、苦勞と共に特にのめり込むようなやりがいを感じられるものです。

一方で、新しい課題に対応するために、法律の制定・改正に向けた取組やガイドライン策定といった業務にも携わることもありますが、こうした業務にも法執行の業務で得た知見が活かしてくるなど、法執行とルールメイクの両方の業務を、関連性をもって経験できるのは公正取引委員会で働く上での大きな魅力です。

公正取引委員会は、中央省庁の中では比較的コンパクトな組織ですが、自分の行ったことが目に見える形で業務に反映されやすく、長期間働いてもモチベーションを保ちやすい職場だと思います。気になった方は是非一度官庁訪問などで職員の話聞いてみてください。皆様と一緒に働ける日が来るのを楽しみにしています。

独占禁止法で禁止されている不正な取引方法のうち、優越的地位の濫用や下請代金支払遅延等防止法（下請法）は、いずれも取引上の地位を利用して取引相手に不当に不利益を与える行為を規制するものです。

企業取引課では、これらの規制について、事業者の方などからの相談を受けて解釈をお示しするほか、必要に応じて実態調査を実施し、既存の取引慣行の問題点等を明らかにした上で、ガイドラインなどで法律上の考え方や運用の方針を明確にすることで違反行為の未然防止を図っています。

また、技術の進展や経済環境の変化により商慣習は時代と共に変化しているため、変化に応じた法律の改正が必要になることもあります。その場合は、多くの関係者の方々から意見を伺い、様々な角度から適切な規制の在り方を追求していくことになります。決して楽な仕事ではありませんが、今後の我が国の



PRIVATE

休日の趣味は登山、キャンプ、ジョギング、スキーなどアウトドアものが多いのですが、最近はお子と一緒にゲームに熱中したり、アニメを視聴したりしています。家族と過ごす時間を大切にしつつ、ストレス解消にもなるので大変おすすめです。



競争政策の運営基盤の強化のため研究者・実務家と共同して活動

関根 真紀子 *Sekine Makiko*

官房参事官補佐
[平成15年4月入局]

競争政策研究センター(Competition Policy Research Center: CPRC)では、独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するため、外部の独占禁止法や経済学の研究者や実務家に参画していただき、研究者、実務家、公正取引委員会職員の3者が共同して活動しています。

CPRCでは、競争政策上の先端的な課題に関する論考(ディスカッションペーパー)の執筆・公表等の研究活動を行うほか、国内外の研究者、実務家、規制当局担当者等を招いて講演やディスカッションを行う一般公開のシンポジウムを開催しています。さらに、競争政策上の将来の研究課題を発掘するために、企業の方や研究者、実務家の方によるCPRC内部向けの講演会も定期的で開催しています。私は、CPRCの事務局として、ディスカッションペーパー等の研究活動のサポートや、シンポジウムや定期的な講演会の企画・立案・運営などを行っています。



常に新しいことにチャレンジできることが一番のやりがい

入局して21年が経ちますが、独占禁止法の審査業務や相談業務、企業結合審査、下請法関係業務、政策評価等、様々な業務を経験し、異動の度に様々な業界について学んできました。

現在のCPRCの業務では、公正取引委員会の法執行からは少し離れ、学問としての独占禁止法や競争政策に触れています。研究活動や各種イベントでは、国内外の独占禁止法や経済学の研究



者の先生方や実務家の方々と接する機会もあり、他課とは異なる経験ができます。様々な業務に携わり、その度に新しいことを学ぶことは大変ですが、常に自分の成長を感じることができます。

公正取引委員会では、ずっと同じ業務に携わることはなく、様々な業務を経験します。広い視野を持ち、学び続ける必要がありますが、常に新鮮な気持ちで働くことができます。多くのことを経験してみたいという方はもちろんですが、まだやりたいことが定まらない方も、いろいろな経験をする中で、自分自身のやりたいことが見つかると思います。公正取引委員会に少しでも興味を持っていただけたのであれば、人事課のイベントやCPRCの公開イベントを是非、覗いてみてください。

PRIVATE

休日は、家族と一緒に過ごす時間を大切にしています。平日に子どもと一緒にいられる時間が少ない分、休日はできる限り多くの時間を一緒に過ごしたいと思っており、近所の公園から、少し足を延ばして海や山など、できる限り外に出て、目一杯遊ぶようにしています。





新しい法律を担当し 政策立案と法執行の 両面に関わる

松田 渉 *Matsuda Wataru*

取引部 フリーランス取引適正化室長補佐
[平成21年4月入局]

令和6年11月に法律が施行され、政策立案に加えて法執行も本格的に動き始めましたが、新しい法律ということもあり、日々頭を悩ませながら業務に取り組んでいます。

幅広い分野の様々な問題に対し 常に新鮮な気持ちで臨む

競争政策を所管する公正取引委員会では、特定の業界や分野に限られることなく、幅広い分野を対象に仕事をすることができ、興味や関心が尽きません。私が今担当しているフリーランス・事業者間取引適正化等法も、あらゆる分野のフリーランスの方を対象とした法律であり、異なる分野の様々な問題にどのように対処していくのか、常に新鮮な気持ちで臨んでいます。また、フリーランス取引適正化室では、立案した政策を法執行の場面で実践し、そのフィードバックを次の政策立案に活かしていくというダイナミックな動きを経験してきましたが、これは正に政策立案と法執行の両面を担う公正取引委員会自体の魅力でもあります。

新しくできたフリーランス・事業者間取引適正化等法に象徴されるように、公正取引委員会に求められる役割は常に広がり続けています。関心を持たれた方は、是非、公正取引委員会に足を運んでみてもらえればと思います。

私が所属しているフリーランス取引適正化室は、令和5年にできたばかりの新しい法律、フリーランス・事業者間取引適正化等法を担当するために新しく設置されました。そのため、フリーランス取引適正化室は、関係する政令やガイドラインの策定、フリーランスの方や発注事業者から日々寄せられる相談への対応、新しくできたこの法律の周知広報といった政策立案面の業務に加えて、法律に違反する事件の調査業務といった法執行面の業務まで、この法律に関するあらゆる業務を一手に担っており、政策立案と法執行の両面に関わる公正取引委員会の中でも珍しい部署です。



PRIVATE

育児を妻と分担して、平日は子どもの朝の支度や保育園への送りを担当しています。子どもと一緒に過ごす時間は忙しくもホッとできる時間です。休日は、一緒に公園に行ったり絵本を読んだりして、できるだけ子どもとの時間を大切にしています。



各国の競争当局と連携して 共通の課題に取り組む

岩宮 未来 *Iwamiya Miku*

官房 国際課国際経済係長
[平成24年4月入局]

経済活動のグローバル化に伴い、競争政策に関して各国共通の課題が生じており、各国競争当局と連携しての対応が求められています。国際課では、ICN(国際競争ネットワーク)、OECD、G7等の国際会議における競争政策に関する議論や、各国競争当局との定期的な意見交換、二国間協定の締結の推進、開発途上国の競争当局に対する技術支援等の業務を行っています。

私は、世界最大の競争当局のネットワークであり、現在約130の国・地域から約140の競争当局が参加するICNに係る業務を担当しています。主に、定期的で開催される各国競争当局の担当者とのWeb会議への出席、当局担当者とのメール等でのやり取り、年に一度開催されるICNの年次総会(次回は2025年5月に英国・エディンバラにて開催予定)へ向けての準備等を行っています。



海外の方との交流で得られた 貴重な経験

これまで公正取引委員会で働いてきて感じるのは、面白くやりがいがあり、かつ責任のある仕事ができるということです。例えば国際課での海外出張において、国際会議の場で、公正取引委員会の活動を英語で紹介したり、海外の方と交流したりする機会がありました。公正取引委員会を代表する立場での発言の際は非常に緊張しましたが、終わった後は達成感を得られ、かつ、日本では出会うことができない様々な方と交流することができ、



自身の視野を広げる貴重な経験ができました。

また、技術支援に関する開発途上国向けの研修では、研修の講師として英語でプレゼンを行う機会がありました。その際も大変緊張したものの、研修生の方とのやり取りを含めて新たな視点の気づき等があり、大変有意義でした。

公正取引委員会では、非常にやりがいのある面白い仕事ができます。また、フレックスタイム制、テレワーク制度が積極的に活用されていますので、日々の業務と子供の育児との両立がしやすく、柔軟に長く働き続けることができる環境が整っている職場だと思います。学生のみなさんには、是非、公正取引委員会を選択肢の一つとしていただければ嬉しいです。

PRIVATE

平日は、終業後の子供の保育園のお迎え等によって日々忙しくしていることから、休日は、公園や博物館、時にはキャンプや旅行に出かけ、家族の時間を持つように努めています。また、スキマ時間を利用して週に1回程度ジムに通ったりと、リフレッシュをするように心がけています。





業界の実態に沿って 独占禁止法の考え方を伝える

小林 暁 *Kobayashi Satoru*

取引部 取引調査室長補佐
[平成11年10月入局]

専門知識のない未知の分野に ついて勉強する日々

公正取引委員会の最大の魅力は、競争政策というレンズを通して、様々な分野の業界の事業者や専門家の方々と接点を持つことができる点にあると感じています。私が入局した当時(もう20数年前になりますが)、公正取引委員会といえば独占禁止法に違反している疑いのある事業者等を対象に審査を行う、いわゆる法執行部門にスポットが当たっているという印象でした。ここ最近では、法執行とアドボカシーを車の両輪と位置づけるようになって、ますます公正取引委員会の活躍する場が広がってきていると感じています。私も審査業務のほか、これまでに、実態調査業務、人事業務、相談対応業務など様々な業務に従事する機会がありました。新聞報道等でも公正取引委員会の業務が取り扱われる機会は増えており、今後も想定していなかった様々な分野で仕事ができることを楽しみにしています。また、競争政策という大きな太い軸があることから、日々の業務もぶれずに腰を据えて取り組むことができる点も公正取引委員会の魅力です。業務を通じて競争政策について知見が溜まり、それを次の仕事にも活かすことができる点が面白いと感じています。公正取引委員会の業務はイメージするのが難しいと思いますので、説明会等で職員の話積極的に聞いてみてください。皆様と共に働ける日を楽しみにしています！

PRIVATE

休日には家族と公園に行くなどして、仕事の事は忘れてリフレッシュをしています。心身ともに長く健康で働くために、また業務で新しい発想をするためには、金曜日に職場を出たら仕事の事は綺麗さっぱり忘れてしまう、休みの日にしっかり休むということはとても大切であると感じています。公正取引委員会はテレワーク等の制度も大変充実しており、家庭を大切にしながら仕事で活躍できる環境が整っています。



私が所属している取引調査室は、様々な業界の流通実態や取引慣行などの取引の実態を競争政策の観点から調査し、問題点の指摘や提言等を行っています。実態調査は、取り扱う分野が多岐にわたっています。これまでに取引調査室で実施してきた実態調査のほんの一部を御紹介すると、ペットの取引(H20)、アニメーション産業(H21)、公立中学校における制服(H29)、使用済みペットボトルリサイクル(R5)、実演家と芸能事務所等(R6)などであり、これだけを見ても多種多様なテーマに取り上げていることを分かっていただけたと思います。公正取引委員会にはこれらの業界の専門家がいないわけではありませので、調査開始時には専門知識が全くない状態でスタートすることがほとんどです。そこから書籍等で業界の基本情報を頭に入れ、様々な分野の専門家のお話を聞き、独占禁止法の考え方に落とし込んで具体的な提言等を考えていくという作業は骨が折れることもあります。その分、調査した結果を調査報告書という形で公表し、業界それぞれの立場から見た独占禁止法の考え方を伝える実態調査という仕事は、達成感も大きく魅力的なものだと感じています。



あらかじめ、行政機関と 調整・協議を重ねて 問題を回避する

五十嵐 麻美 *Igarashi Asami*

経済取引局 調整課調査専門官
[平成29年4月入局]



公正取引委員会と聞いたとき、きっと多くの人は独占禁止法などの違反の摘発をイメージするのではないのでしょうか。しかし、実は公正取引委員会では、独占禁止法などの違反を摘発する法執行業務のほか、競争環境を整備するための働きかけを行う政策立案業務も行っています。

調整課では、省庁・自治体といった行政機関が法令を制定・改正したり、政策的に何らかの施策を実施するときに、その法令や施策が独占禁止法上の問題を惹起したり、公正かつ自由な競争を阻害したりすることがないように、行政機関とあらかじめ調整・協議を行っています。

このほか、政府規制に関連する分野について、実態調査を行い競争環境を整備するための提言を行ったり、独占禁止法違反を予防するためのガイドラインを策定したりしています。

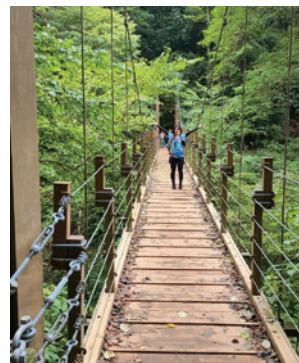


性質や商流、制度の成り立ちや背景、業界の慣例や利害関係などについてよく下調べする必要がありますが、馴染みのない分野を調べることに苦労することもあります。その反面、普段の生活ではなかなか触れることのない業界・業種に触れ、身近な商品・サービスについて意外と知らなかった商流や商慣習を知るきっかけにもなり、いつも新鮮な驚きや楽しさがあります。

独占禁止法や競争政策と聞くと何だか難しそうに聞こえますが、公正取引委員会の使命は、事業者の創意工夫や経営努力が報われるようにすること、消費者が多様な商品・サービスからより安く、より良いものを選択できるようにすることです。少しでも公正取引委員会に興味を持たれた方は、是非一度、説明会や官庁訪問に足を運んでみてください。

PRIVATE

学生時代から登山が趣味で、今でも休日はよく登山に行きます。最近は、土日や夏季休暇に続けて年次休暇を取得することが推奨されているため、遠方の山にも足を伸ばしやすく、次はどの山に登ろうかと計画を立てるのも日頃の楽しみの一つです。



普段の生活では触れない分野で 学ぶ新鮮な驚き

審査局が行う法執行業務では、競争秩序の回復のために事後的に事業者の違反を摘発する場面が多い一方で、調整課が行う政策立案業務では、競争環境を整備するため、あらかじめ行政機関等に働きかける場面が多く、どちらもまた違ったやりがいがある仕事だと感じています。

法令や施策について行政調整を行うときや、実態調査を通じて競争政策上の提言を行うときには、関係する商品・サービスの